

預金保険法の一部を改正する法律案要綱

住専債権の回収等が平成二十三年十二月を目途として完了するものとされていることを踏まえ、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い、協定銀行の機能を見直す等の措置を講ずるため、預金保険法の一部を改正することとする。

1. 協定後勘定からの繰入れ

協定銀行は、協定後勘定から住専二次損失の処理のために必要な金額を住専勘定に繰り入れることができることとする。（附則第21条の2第3項関係）

2. 住専債権の移転

① 協定銀行は、住専債権を住専勘定から協定後勘定に移転することができることとする。この場合において、その移転した住専債権の額に相当する金額を協定後勘定から住専勘定に繰り入れることとする。

② 協定後勘定に移転した住専債権は破綻金融機関からの譲受債権等とみなして、所要の規定を適用することとする。（附則第21条の2第1項、第2項関係）

3. 承継機能協定等

(1) 承継機能協定

① 内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行（機構の子会社である場合に限る。）に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定（承継機能協定という。）を協定銀行と締結することを指示することができることとする。

② 機構は、当該指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結することとする。また、承継機能協定を締結したときは、その内容を直ちに内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととする。

③ 承継機能協定は、承継協定銀行が、被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経理について、被管理金融機関ごとに、特別の勘定（承継勘定という。）を設けて整理すること等を含むものでなければならないこととする。

④ 承継協定銀行を承継銀行又は協定承継銀行とみなして、所要の規定を適用することとする。（附則第15条の2関係）

(2) 経営管理の終了等

① 機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内（やむを得ない場合は一年延長可）に、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部の譲渡等を講ずることにより、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の経営管理を終えることとする。

② 機構は、経営管理の終了期限（二年）の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないほか、経営管理を終了したときは、

速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととする。

- ③ 再承継金融機関等は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（資産の買取り・損害担保等）を行うことを、機構に申し込むことができることとする。（附則第15条の3、第15条の4関係）

4. 特定回収困難債権の買取り等

(1) 目的

この法律の目的に下記の特定回収困難債権の買取りの制度を確立することを加えることとする。（第1条関係）

(2) 特定回収困難債権の買取り

- ① 機構は、金融機関が保有する貸付債権又はこれに類する資産のうち、債務者又は保証人が暴力団員であって貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（特定回収困難債権という。）について買取りを行うことができることとする。
- ② 機構は、特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならないこととする。（第101条の2関係）

(3) 特定回収困難債権の買取りの委託等

- ① 機構は、金融機関の特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、買取りを行うことを委託することができることとする。その場合には、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買い取った特定回収困難債権（買取債権という。）の管理及び処分に関する協定（困難債権整理回収協定という。）を締結することとする。
- ② 困難債権整理回収協定には、困難債権協定銀行（困難債権整理回収協定を締結した協定銀行をいう。）は、特定回収困難債権の買取りの委託の申出を受けた場合に機構と委託の契約を締結し、特定回収困難債権を機構に代わって買い取り、その買取債権の管理及び処分を行うこと等を含むこととする。
- ③ 困難債権整理回収協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て、内容を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととする。
- ④ 機構は、買取りの委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、特定回収困難債権の買取りの価格、損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対して提示することとする。
- ⑤ 困難債権整理回収協定の定めによる業務について、整理回収業務に係る所要の規定を準用することとする。（附則第15条の5関係）

5. 預金等に係る保険金の支払等のための措置

金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るための措置を講じなければならないこととする。

(第58条の3関係)

6. 役員任期

機構の役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うこととする。

(第27条関係)

7. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

8. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、預金等に係る保険金の支払等のための措置については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(改正法附則第1条関係)

9. 経過措置等

(1) 所要の経過措置を定めることとする。 (改正法附則第6条、第7条関係)

(2) 承継協定銀行の破綻金融機関からの不動産の取得等に関し所要の税制の扱いを定めることとする。

(附則第15条の2第3項、附則第22条第3項、改正法附則第2条関係)